①国名	Grand Duchy of Luxembourg (LU) (ルクセンブルク大公国)
②名称	Ministry of the Economy Intellectual Property Office
③所在地	19-21 Boulevard Royal、L-2449 Luxembourg
④連絡先	(電話)(352) 274-84113　(FAX)(352) 247 94113 (E-mail) bpp@eco.etat.lu　(internet) http://patent.public.lu
⑤組織の長	Conseiller、Chargé de la Direction：Mrs. Iris Depoulain
⑥沿革	(1)工業所有権法としては、初めに特許法が 1880 年 6 月 30 日に施行された。 (2)1880 年特許法は、1998 年 6 月 21 日に新特許法が施行された際に、廃止された。 1998 年特許法は、2004 年 4 月 18 日付の法律で改正された。 (3)1969 年 7 月 1 日付でベネルクス商標法がベルギーにおいて導入され、同法は 2006 年 9 月 1 日付でベネルクス知的所有権法に置き換えられた。 (4)1975 年 1 月 1 日付で意匠又はひな形に関する統一ベネルクス法がベルギーにおいて導入され、同法は 2006 年 9 月 1 日付でベネルクス知的所有権法に置き換えられた。
⑦所管	特許、著作権、半導体製品のトポグラフィー

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
1975/3/19	1888/6/20			
ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1922/6/30		1976/3/8	1975/2/25
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
2014/1/8	2012/8/11		2009/12/14	2009/12/14
ブタペスト	ヘーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
2010/7/29	1979/4/1	1984/8/1		
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
1924/9/1	1998/4/1	1978/4/30		1975/3/24
ストラスブール	ウィーン	WTO		
1977/4/9	1985/8/9	1995/1/1		

①国名	Grand Duchy of Luxembourg (LU) (ルクセンブルク大公国)					
⑪統計データ	出願件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許	全数	808	1,553	2,093	2,767
		(内　外国出願)	679	1,441	1,987	2,661
		(内　日本から)	3			2
		(内　PCT ルート)	105	194	302	253
	実用新案	全数				
		(内　外国出願)				
	意匠	全数				
		(内　外国出願)				
		(内　日本から)				
	商標	全数		1	1	
		(内　外国出願)		1	1	
		(内　日本から)				
	登録件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許	全数	438	1,036	1,884	2,151
		(内　外国出願)	319	930	1,756	2,063
		(内　日本から)	4	3		
		(内　PCT ルート)	66	217	268	220
	実用新案	全数				
		(内　外国出願)				
	意匠	全数				
		(内　外国出願)				
		(内　日本から)				
	商標	全数				
		(内　外国出願)				
		(内　日本から)				
	(出典): WIPO IP Statistics					

⑫　組　　織

<組織図>http://www.government.lu/4298589

①国名	Grand Duchy of Luxembourg (LU) (ルクセンブルク大公国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2009 年 5 月 22 日法 (注) 2009 年法は仏語につき、本件は従前の 1998 年特許法(1998 年 6 月 21 日施行)により解析した。
	③地理的効力の範囲	ルクセンブルク国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(特許法第 12 条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 EC 加盟国に現実又は選択の住所を有していない出願人は、出願を除くすべての手続についてルクセンブルク知的所有権庁に登録済の職業代理人を選任しなければならない。 (特許法第 83 条)
	⑦出願言語	フランス語、ドイツ語、英語、ルクセンブルク語 (英語による場合には、クレームのフランス語又はドイツ語による翻訳文を出願日から 1 か月以内に提出しなければならない。 ルクセンブルク語の場合には(クレームだけでなく)全書類のフランス語又はドイツ語による翻訳文を出願日から 1 か月以内に提出しなければならない。) (特許法第 20 条、特許規則第 2 条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から 20 年 (特許法第 43 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(特許法第 6 条(1)～(3))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次の 2 つのケースが規定されている。 (1)当該出願人又はその前権利者との関係における明らかな濫用による直接的又は間接的結果として生じた開示から 6 月 (2)公の、又は公認の内外国における博覧会における展示日から 6 月 (特許法第 7 条)
	⑪非特許対象	(1)発見、科学的理論及び数学的方法(2)美的創造物 (3)精神行為の遂行、遊戯又は事業活動の計画、法則及び方法 (4)コンピュータプログラム (5)情報の提示 (6)人体若しくは動物体の外科的又は治療的な処置方法、及び人体若しくは動物体に施される診断方法 (7)公表又は利用が公の秩序若しくは道徳に反する発明 (8)植物又は動物の品種、並びに植物又は動物を生産するための本質的に生物学的方法 (特許法第 4 条、第 5 条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。 (特許法第 41 条(4))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から 18 ヶ月経過後に公開される。 (特許法第 33 条(1))
	⑯異議申立制度の有無	無。 ただし、特許出願のファイルが公衆の閲覧に供せられた日から特許の付与日までに、如何なる第三者も特許出願の対象である発明の特許性に関して、庁に対して所見を提出するこができる。 (特許法第 34 条)

①国名	Grand Duchy of Luxembourg (LU) (ルクセンブルク大公国)	
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、特許の無効は裁判所に提訴することができる。(特許法第 73 条、第 74 条(1))
	⑱実施義務	有。出願日から 4 年、又は、付与日から 3 年以内に実施しなければ、 強制実施権付与の対象となる。(特許法第 59 条)
	⑲費用単位 EUR	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 14 EUR 出願公開料 4.34 EUR 出願の早期公開料 7 EUR 調査手数料(調査報告書を作成する当局が定めた手数料表のルクセンブルク・フラン相当額、最高 250 EUR [特許権維持に掛かる費用] 3 年次 29 EUR 12 年次 145 EUR 4 年次 37 EUR 13 年次 160 EUR 5 年次 47 EUR 14 年次 175 EUR 6 年次 59 EUR 15 年次 190 EUR 7 年次 74 EUR 16 年次 205 EUR 8 年次 89 EUR 17 年次 220 EUR 9 年次 104 EUR 18 年次 235 EUR 10 年次 118 EUR 19 年次 250 EUR 11 年次 130 EUR 20 年次 270 EUR
	⑳料金減免措置の有無	
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	国際出願がルクセンブルク知的財産権庁を受理官庁として出願された場合、出願料は不要

①国名	Grand Duchy of Luxembourg (LU) (ルクセンブルク大公国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2013 年 10 月 1 日施行(ベネルクス知的財産法)
	③地理的効力の範囲	ベルギー、オランダ(欧州領域内のみ)、ルクセンブルクのベネルクス諸国は、意匠及び商標に関する統一法を有しており、この法律に基づき、ベネルクス3国に直性拡張される意匠及び商標の保護を受けることができる。
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(OHIM)
	⑤出願人資格	創作者又は承継人(自然人、法人)知的財産法第 3.7.1
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 ベネルクス知的財産庁の代理人登録簿に登録されている者を代理人とすることができる。代理人を選任しない場合は、ベネルクスの領域内の送達先を指定しなければならない。知的財産法施行規則 3.6.4
	⑦出願言語	フランス語、オランダ語又は英語 知的財産法施行規則 2.1.1
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から 5 年。更に 5 年ずつ 4 回更新することができ、最大で 25 年。知的財産権法第 3.14
	⑨新規性の判断基準	EC 域内公知、EC 域内刊行物 知的財産法第 3.3
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。 (1)創作者もしくは受益者による情報、又はそれらによって行われた行為による出願日若しくは優先日前 12 か月以内の開示 (2)創作者もしくは受益者による不適切な行為による出願日若しくは優先日前 12 か月以内の開示 知的財産法第 3.3.4
	⑪不登録対象	(1)出願日又は優先日後に公衆の閲覧に供された先の共同体意匠登録、ベネルクス登録、又は国際登録の対象とされている意匠と抵触する意匠 (2)先の商標権者の同意なく当該商標を使用している意匠 (3)著作権者の同意なく著作権で保護されている作品を使用している意匠 (4)パリ条約第 6 条の 3 に記載されている要素が不適切に使用されている意匠 (5)ベネルクス諸国のいずれかの道徳又は公共の秩序に反する意匠 (6)意匠の性質が出願において十分明らかにされていない場合 知的財産法第 3.6
	⑫実体審査の有有無	無。知的財産法第 3.9
	⑬審査請求制度の有無	無。知的財産法第 3.9
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。知的財産法第 3.1
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	有。 出願人の請求により出願日又は優先日から 12 か月以内の間、公告を繰り延べることができる。 知的財産法第 3.12

①国名	Grand Duchy of Luxembourg (LU) (ルクセンブルク大公国)	
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	付与後異議申立制度:無 無効審判制度:無 無効は、利害関係人または検察官により、裁判所に請求することができる。 知的財産法第 3.23
	㉓登録表示義務	無。
	㉔費用 単位 EUR(ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 単一意匠出願: 出願料 108 EUR 表現物により公告する場合 10 EUR 意匠の要素の説明により公告する場合 40 EUR 複数意匠出願: 出願料 108 EUR 2 から 10 個の意匠を含む場合、各意匠につき 54 EUR 11 から 20 個の意匠を含む場合、各意匠につき 27 EUR 21 から 50 個の意匠を含む場合、各意匠につき 22 EUR 表現物により公告する場合 10 EUR 意匠の要素の説明により公告する場合 40 EUR 公告繰延手数料 39 EUR 優先権主張料 12 EUR [意匠権の維持に掛かる費用] 単一意匠登録の更新料 95 EUR 複数意匠登録の更新料 第 1 番目の意匠 95 EUR 2 から 10 個の意匠を含む場合、各意匠につき 48 EUR 11 から 20 個の意匠を含む場合、各意匠につき 24 EUR 21 から 50 個の意匠を含む場合、各意匠につき 20 EUR 存続期間満了後 6 か月以内に更新する場合の追加手数 12 EUR 知的財産法施行規則 4.8
	㉕料金減免措置の有無	無。

①国名	Grand Duchy of Luxembourg (LU) (ルクセンブルク大公国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2013 年 10 月 1 日施行(ベネルクス知的財産法)
	③地理的効力の範囲	ベルギー、オランダ(欧州領域内のみ)、ルクセンブルクのベネルクス諸国は、商標及び意匠に関する統一法を有しており、この法律に基づき、ベネルクス3国に直性拡張される商標及び意匠の保護を受けることができる。
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(OHIM)
	⑤商標法の保護対象	商標、サービスマーク、団体商標(知的財産法第 2.1)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、色彩商標、立体商標 (知的財産法第 2.1)
	⑦出願人資格	自然人、法人
	⑧権利付与の原則	先願主義(知的財産法第 2.3)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 ベネルクス知的財産庁の代理人登録簿に登録されている者を代理人とすることができる。代理人を選任しない場合は、ベネルクスの領域内の送達先を指定しなければならない。 (知的財産規則 3.6.4)
	⑪出願言語	フランス語、オランダ語(知的財産法施行規則 1.1.1)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から 10 年。10 年ごとに更新できる。 (知的財産法第 2.9.1 及び第 2.9.3)
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	無。
	⑭不登録対象	(1)識別力を欠く標章 (2)商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格、地理的原産地、商品の製造時期又はサービスの提供時期を表示する標識若しくは表示、あるいは、ベネルクスの共通言語において又はベネルクスの公正かつ確立した商慣行において常用される標識若しくは表示によってもっぱら構成される標章 (3)ベネルクスの 1 か国の道徳若しくは公の秩序に反する標章 (4)公衆を欺瞞する性質の標章 (5)管轄当局の許可を有していない、パリ条約の加盟国のいずれかの紋章、旗章、その他の国の記章、又は同国で採択されている監督用及び証明用の公の記号並びに印章 (6)管轄当局の許可を有していない、パリ条約加盟国の 1 か国以上が加盟している国際政府間機関の紋章、旗章、その他の記号、その名称及び略称によって構成される標章、これを含む標章、又はその紋章学上の模倣 (7)ベネルクス出願前 3 年以内に所有権が失効した団体商標の商品又はサービスに類似する商品又はサービスついて寄託された類似商標 (8)類似する商品又はサービスについて第三者のために登録された個別商標であって、ベネルクス出願前 2 年以内に登録期間が満了したものに類似する商標 (9)ベネルクスにおいてパリ条約第 6 条の 2 にいう周知商標となっている商標と混同するおそれがある商標であって、他人が所有するもの

①国名	Grand Duchy of Luxembourg (LU) (ルクセンブルク大公国)	
		(10)悪意によって登録出願された商標。たとえば次の場合、商標は悪意で出願されたものとみなされる。 a. ある出願人が商標出願した場合、第三者が過去 3 年以内にベネルクス域内において、類似の商品又はサービスについて当該商標と類似する商標を善意かつ普通の方法で使用していたが、当該第三者が同意していない旨を、当該出願人が知っていた又は知るべきであった場合。 b. ある出願人が商標を出願した場合、当該出願人が第三者と直接関係した結果、当該第三者が 3 年以内にベネルクス域外で類似の商品又はサービスについて当該商標と類似の商標を善意かつ普通の方法で使用していたことを知っていた場合。ただし、当該第三者が同意を与えた場合、又は出願人がベネルクス域内で商標の使用を開始した後にのみ当該商標が使用されていたことを知った場合を除く。 (11)ワイン若しくは蒸留酒を特定する地理的表示からなる又はそれを含むものであるが、表示されている土地から産出されたものでないワイン若しくは蒸留酒に関する商標。 (12)ベネルクス商標法によると、ベネルクス出願、共同体商標登録出願、又はベネルクスを領域指定したマドリッド協定若しくはマドリッド協定議定書に基づく国際商標登録の結果として(又は同協定若しくは議定書に基づく既存の国際登録の事後指定によるベネルクスへの拡張の結果として)のいずれかを問わず、後の登録又は優先日を有する次の商標。 a. 同一の商品又はサービスについて登録された先行の登録商標と同一の商標 b. 同一又は類似の商品若しくはサービスについて登録された先行の登録商標と、同一又は類似の商標であって、公衆が両者の間の関連を信じるおそれがある場合。 c. 類似しない商品若しくはサービスについて登録された先行の登録商標に類似する商標であって、先行の商標がベネルクスにおいて名声を得ており、正当な理由なく後発の商標を使用することが、先行の商標の識別力若しくは名声を不正に利用又は害する場合。 (知的財産法第 2.4、第 2.11)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。(知的財産法第 2.4(e))
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 登録可能性、識別性について審査される。(知的財産法第 2.11.1)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	有。 出願にの請求により、早期審査が行われる。 (知的財産法施行規則 1.7.1)
	㉑出願公開制度の有無	有。 出願日取得の条件が満たされ、ニース分類に従い商品及びサービスが分類された後、公開される。(知的財産法第 2.5.5)
	㉒異議申立制度の有無	有。 先の商標の出願人又は所有者は、出願の公開日から 2 か月以内に異議を申し立てることができる。(知的財産法第 2.14.1)

①国名	Grand Duchy of Luxembourg (LU) (ルクセンブルク大公国)	
	㉓無効審判制度の有無	付与後異議申立制度：無 無効審判制度：無 利害関係者または検察官は、裁判所に無効を請求することができる。 (知的財産法第 2.28)
	㉔不使用取消制度の有無	有。5 年。継続して 5 年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。 (知的財産法第 2.26)
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(知的財産法施行規則 1.1.d)
	㉖図形要素の分類	無。
	㉗譲渡要件	無。(知的財産法第 2.31)
	㉘費用 単位 EUR(ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 個別商標出願基本手数料、3 クラスまで 240 EUR 団体商標出願基本手数料、3 クラスまで 373 EUR 3 クラス目以降の各クラスについての追加手数料 37 EUR 早期登録追加手数料、3 クラスまで 193 EUR 3 クラス目以降の各クラスについての早期登録追加手数料 30 EUR 識別要素に関する説明に対する追加手数料 39 EUR 優先権主張手数料 15 EUR [商標権の維持に掛かる費用] 個別商標更新基本手数料、3 クラスまで 260 EUR 団体商標更新基本手数料、3 クラスまで 474 EUR 3 クラス目以降の各クラスについての追加手数料 46 EUR 存続期間満了後 6 か月以内に更新する場合の追加手数料 129 EUR (知的財産法施行規則 4.4)
	㉙料金減免措置の有無	無。